

株式会社りそな銀行・株式会社埼玉りそな銀行における団体信用生命保険 「がん保障特約」の取扱開始

第一生命保険株式会社(代表取締役社長:隅野 俊亮)は、りそなグループとの住宅ローン事業協業として、株式会社りそな銀行(代表取締役社長:岩永 省一)、株式会社埼玉りそな銀行(代表取締役社長:福岡 聡)への、団体信用生命保険「がん保障特約」の商品供給を開始いたします。

団体信用生命保険は、住宅ローンのお借入れに際し、お客さまに万一の状態が生じても債務の弁済に支障が出ないようご加入いただく保険で、保険期間中に死亡や所定の高度障害状態などのお支払事由に該当された場合に、保険会社が保険金を銀行に支払い、残りの債務を完済するものです。

りそなグループにおいては、2013年10月に当社団体信用生命保険商品の「特定状態保障特約」(商品名:団信革命)をセットした住宅ローンをりそな銀行・埼玉りそな銀行にて取り扱っており、今回の「がん保障特約」は約10年ぶりとなる当社から同行への新たな商品供給となります。「特定状態保障特約」が幅広い保障内容をカバーしている一方、「がん保障特約」はがんへのリスクにフォーカスした保障内容となっております。

引き続き、第一生命は団体信用生命保険の商品供給・開発をはじめ、りそなグループとの住宅ローン事業での協業を深化させ、お客さまの多様なニーズにお応えすべく取り組んでいきます。

※参考: 団体信用生命保険特定状態保障特約(商品名:団信革命)の発売について(2013/9/17リリース)

https://www.dai-ichi-life.co.jp/company/news/pdf/2013_046.pdf

「がん保障特約」の保障範囲

主契約で保障する死亡・所定の高度障害状態に加え、「所定のがん」にかかり、医師により診断確定された場合に保険金が支払われ、住宅ローン債務残高が0<ゼロ>円になります。

ただし、以下の場合には保険金は支払われません。

- ・責任開始日前に悪性新生物に罹患したと医師によって診断確定されていた場合
- ・責任開始日からその日を含めて90日以内に悪性新生物と診断確定された場合
- ・上皮内がん、非浸潤がん、大腸の粘膜内がんおよび皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんの場合

※この資料は2023年9月時点のがん団信に関するお支払事由の概要を記載したものであり、ご契約にかかるすべての事項を記載したものではありません。お申し込みにあたっては所定の「団体信用生命保険重要事項に関するご説明(契約概要・注意喚起情報)」を必ずお読みいただき、詳細をご確認ください。

(登)C23E6148(2023.9.11)